

設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
  - ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
  - IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- 採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要										詳細									
おすすめ度																			
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考	
1						生産性向上・新商品開発	国内	令和6年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(19次締切)		2025年2月14日(金)～2025年4月25日(金)17時 ※申請開始日は2025年4月11日(金)17時	製品・サービス高付加価値化枠: 2,500万円 グローバル枠: 3,000万円 ※大幅引上げに係る補助上限額引上げの特例として、従業員数に応じて補助上限額を最大1,000万円引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	1/2以内 ※3か月以上、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員の30パーセント以上であることを示した場合は、2/3以内	中小企業・小規模事業者等	①対象要件 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、②付加価値の年平均成長率が+3.0%以上増加 ③1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施前年度における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ④事業所内最低賃金が事業実施前年度における最低賃金+30円以上の水準 ⑤次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取組むこと。 ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、③のみとします。 ※各々の種について基本要件に加えて、それぞれ別途追加要件があります。詳細は公募要領をご参照ください。	①製品・サービス高付加価値化 種: 交付決定日から10か月(ただし、採択後日から12か月後の日まで) ②グローバル枠: 交付決定日から12か月(ただし、採択後日から14か月後の日まで)			①問合せ先: ものづくり補助金事務局サポートセンター	
New 2						生産性向上・新商品開発	国内	IT導入補助金2025 <通常枠>(1次締切)		2025年3月31日(月)～2025年5月12日(月)	1/2プロセス以上: 150万円未満 4/2プロセス以上: 450万円以下 ※3か月以上、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員の30パーセント以上であることを示した場合は、2/3以内	中小企業・小規模事業者等	①ITツールの要件 要件は、IT導入支援事業者が事務局に対して事前に登録したITツールの中から導入するものを選択し、交付申請を行う。 ②交付申請の段階において、申請者が従事する事業場の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。 ③ビジネスIDプライムを取得していること。 ④行政庁法人情報連携推進機関(DPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★二つ星」以上の評価を有すること。また、官公庁の機関と連携し、事務局が一部の交付申請情報を受け行政法人情報連携推進機関(DPA)と共有すること。 ⑤及び独立行政法人/中小企業基盤整備機構/中小機構、その他の独立行政法人の他の補助金等と重複する事業については、補助事業の対象として言っていないこと。 ⑥補助事業者の労働生産性について、以下要件を全て満たす3年間の事業計画を策定し実行すること。 ⑦1年間に労働生産性を3パーセント以上向上させること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠(A・B類型)又はデジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入型)若しくはIT導入補助金2024の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性を1年間に4パーセント以上向上させること。 ⑧事業計画期間において、労働生産性の年平均成長率が3パーセント以上とすること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠(A・B類型)又はデジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入型)若しくはIT導入補助金2024の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性の年平均成長率が4パーセント以上とすること。 ⑨生産性向上の目標が実現可能かつ合理的であること。 ⑩IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報(営業利益、人員数、減価償却費、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)等)を事務局に報告すること。 他の要件など、詳細は公募要領をご参照ください。	本事業は、中小企業・小規模事業者等が今後数年にわたって取り組んで進捗する制度変更(働き方改革、雇用関係の改善など、賃上げ、インボイスの導入)等に対応するため、生産性向上を目指すITツール(ソフトウェア、サービス)を導入するための助成金に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。 IT導入補助金のスキーム IT導入支援事業者と中小企業・小規模事業者等が共同事業者となり、IT導入補助金事務局に対して各申請を行う。 ※IT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事業を円滑に進行するための支援を行う事業者を指す。事務局に登録簿を記入し、事務局にてその適合性が審査された結果、採択された者をいう。 ※ITツールとは、ITツールとは、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に登録された中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目指すソフトウェア、オプション、アップグレードの総称を指す。	交付決定後～2025年12月26日	<a href="https://itp.jp/">https://itp.jp/</a> <a href="https://www.itp.go.jp/">https://www.itp.go.jp/</a>	①問合せ先: サービス生産性向上IT導入支援事務局		
New 3						生産性向上・新商品開発	国内	令和6年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型通常枠>(第17回)	一般型	2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金)17時締切	50万円 2/3 (賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)	中小規模事業者等 ①中小規模事業者等 ②農工商、商工の各分野地域内で事業を営んでいること。 ③小規模事業者持続化補助金<一般型>において、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと。 ④小規模事業者持続化補助金<創業型>第1回公募に申請中の事業者ではないこと。	①インボイス特例および賃金引上げ特例の適用要件について公募要領を参照。 ②補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとし、(※詳細は公募要領を参照) ③決定した「経営計画」に基づいて実施する、販路拡充等のための取組であること。あるいは、販路拡充等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 ④農工商・商工各業の支援を受けながら取り組む事業であること (1)補助事業実施期間中に補助事業が終了すること (2)以下に該当する事業を行うものではないこと ⑤同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費、公的債務保証、介護保険からの助成等、介護報酬、認定こども園施設等)と同一又は類似の取組の事業 ・本事業の終了後、概ね2年以上経過していることが見込まれない事業 ・農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく営業を始めるなど、新たに取組む事業が1次産業(農業、林業、漁業)である事業	交付決定日から2026年7月31日まで	<a href="https://fa.mhlw.go.jp/abshkba/info/">https://fa.mhlw.go.jp/abshkba/info/</a>	①問合せ先: 農工商各分野地域内小規模事業者持続化補助金事務局<一般型> 農工商各業連合会; 管轄の地方事務局			
New 4						生産性向上・新商品開発	国内	令和6年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<創業型>(第1回)	創業型	2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金)17時締切	200万円 2/3 ※インボイス特例: 最大50万円上乗せ	中小規模事業者等 ①農工商、商工の各分野地域内で事業を営んでいること。 ③小規模事業者持続化補助金<一般型>において、「創業枠」、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと。 ④小規模事業者持続化補助金<一般型>第1回公募に申請中の事業者ではないこと。	①インボイス特例の適用要件について公募要領を参照。 ②補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとし、(※詳細は公募要領を参照) ③決定した「経営計画」に基づいて実施する、販路拡充等のための取組であること。あるいは、販路拡充等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 ④農工商・商工各業の支援を受けながら取り組む事業であること (1)補助事業実施期間中に補助事業が終了すること (2)以下に該当する事業を行うものではないこと ⑤同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費、公的債務保証、介護保険からの助成等、介護報酬、認定こども園施設等)と同一又は類似の取組の事業 ・本事業の終了後、概ね2年以上経過していることが見込まれない事業 ・農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく営業を始めるなど、新たに取組む事業が1次産業(農業、林業、漁業)である事業	創業後3年以内の事業者を重点的に政策支援するため、産業界強化法に基づき「認定市区町村」または「認定市区町村」に連携した「認定産業界支援事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けた事業者が取り組む販路拡充等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業界を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。 本補助金事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的経営に向けた経営計画に基づき、販路拡充等の取組(例:新たな市場への参入した、売方の方針や新たな販路網の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、販路拡充と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものである。	交付決定日から2026年7月31日まで	<a href="https://fa.mhlw.go.jp/abshkba/info/young/">https://fa.mhlw.go.jp/abshkba/info/young/</a>	①問合せ先: 農工商各分野地域内小規模事業者持続化補助金事務局<創業型> 農工商各業連合会		
5						生産設備の復旧・整備	国内	令和6補正予算 小規模事業者持続化補助金<災害支援枠(令和6年能登半島地震)>(6次公募)		2025年3月21日(金)～2025年4月28日(月)	直接的被害: 200万円 間接的被害: 100万円 2/3以内	①石川、富山、福井、新潟に所在する令和6年前能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等及び、令和6年9月21日からの大雨の被害を受けた小規模事業者等 ②農工商、商工の各分野地域内で事業を営んでいること。 ③被害の証明については、それを証する公的証明の添付(コピーでも可)を必要とします。 ④自社の事業用資産に被害を受けた場合は、令和6年能登半島地震発生後(令和6年9月21日)から令和6年9月31日までの間に発生した被害の公的証明(例:「被災(被災)証明書」)などが必要となる。被害の証明は「事業用資産の被害等」ではありません。 ⑤令和6年前能登半島地震に起因して、売上減少期間的な被害を受けた場合 地方自治体が発行した証明書 ※(地域被害の場合) 間接被害とは令和6年1月1日から令和7年3月の任期の1か月以上期間が年間換算、又は令和2年1月28日以前の任期と比較して20%以上減少していることを指します。 年間換算、又は令和2年1月28日以前の任期と比較して20%以上減少していることを指します。 ※(業務再開のための準備) 間接被害とは令和6年9月1日から令和7年3月の任期の1か月以上期間が年間換算、又は令和2年1月28日以前の任期と比較して20%以上減少していることを指します。	令和6年前能登半島地震による災害(令和6年前能登半島地震による災害)についての特定非常災害及びこれに該当する事業の認定に関する法令(令和6年政令第五号)により認定された特定非常災害)及び令和6年前能登半島地震との関連性の高い災害(石川県が災害救助法施行条例(令和6年能登半島地震)により令和6年9月1日以前に発生した被害)により、令和6年9月1日以前に発生した被害(以下「令和6年前能登半島地震」といふ。)により発生した被害を受けた地域4県(石川、富山、福井、新潟)においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の損壊・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。 こうした小規模事業者の事業再建を支援するため、上記「被災地域」を対象とする本補助事業を実施し、農工商・商工各業の支援を受けながら災害からの被害の回復に向けた被害を事業者自らで成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものである。	交付決定日から2026年6月30日まで	<a href="https://fa.mhlw.go.jp/abshkba/info/daijishu/">https://fa.mhlw.go.jp/abshkba/info/daijishu/</a>	①問合せ先: 農工商各分野地域内小規模事業者持続化補助金事務局 農工商各業連合会; 被災区域(石川、富山、新潟、福井)の地方事務局			
6						生産拠点整備	国内	令和4年度補正 事業再構築補助金(第13回)		2025年1月10日(金)～2025年3月26日(水)18時厳守	(A)成長分野進出枠(通常類型) ※1: 3,000万円または4,000万円 ※2) (B)成長分野進出枠(GX進出類型) ※1: 中小企業: 8,000万円または1億円 ※2) ・中堅企業: 1億円または1.5億円 ※2) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型): 1,500万円 ※1 廃業を伴う場合は最大2,000万円上乗せ ※2 短期に大規模な賃上げを行う場合 ※3 以下の上乗せ措置があります。 ・卒業促進上乗せ措置 ・中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置	(A)成長分野進出枠(通常類型) ※1: 中小企業: 1/2または2/3 ※1) ・中堅企業: 1/3または1/2 ※1) (B)成長分野進出枠(GX進出類型) ※1: 中小企業: 1/2または2/3 ※1) ・中堅企業: 1/3または1/2 ※1) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型) ※1: 中小企業: 3/4または2/3 ※2) ・中堅企業: 2/3または1/2 ※2) ※1 短期に大規模な賃上げを行う場合 ※2 コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者 ※3 以下の上乗せ措置があります。 ・卒業促進上乗せ措置 ・中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置	中小企業・中堅企業	①事業再建の促進 第13回公募では、事業再建が促進されることにより、交付決定日より前に購入契約(発注)等を実施したものの関係は、いかなる理由であっても交付決定日より前に実施したもので、ご注文はいたしません。 ②対象要件 下記①、②、③をいずれも満たすこと。(※) ①事業再建期間中に「事業再建」の取組に該当する事業であること。 ②事業計画を金融機関等(銀行、信託、ファンド等)や認定産業界等から支援機関と策定し、報告を受けていること。 ③補助事業終了後3～5年で付加価値率年平均成長率3.0%～4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。又は従業員一人当たり付加価値率年平均成長率3.0%～4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。 (※) 各事業類型毎に別途追加要件を別途添付しています。詳細は公募要領をご参照ください。 ④同一法人・事業者での各事業類型への応募は、1回の公募につき1回に限り申請します。 ⑤各事業類型の概要 (A)成長分野進出枠(通常類型) : ポストコロナに対応した、成長分野への大規模な事業再構築に力づくを取り組む事業者や、国内市場開拓等の構造的な課題に直面している事業・業種の事業者が取り組む事業再構築を支援。 (B)成長分野進出枠(GX進出類型) : ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に貢献する取組をこれら行う事業者の事業再構築を支援。 ⑥コロナ回復加速化枠(最低賃金類型) : コロナ禍が深刻化した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援。 ⑦上乗せ措置 (F)卒業促進上乗せ措置: 各事業類型(A)～(D)の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ措置。 (G)中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置: 各事業類型(A)～(D)の補助事業を通して、大規模な賃上げに取り組む事業者に対する上乗せ措置。	交付決定日～12か月以内	<a href="https://mhlw.go.jp/abshkba/info/">https://mhlw.go.jp/abshkba/info/</a>	①問合せ先: 事業再構築補助金事務局(コールセンター「コールバック予約システム」) ②公募を検討する場合、以下の申請が必要となります。 ・事業計画について金融機関等や認定産業界等支援機関の確認が必要 ③第13回公募では、ポストコロナに対応した事業再構築をこれら行う事業者の取組を引き続き重点的に支援していきます。 各事業類型) 以下の3つの事業類型があります。 (A)成長分野進出枠(通常類型) (B)成長分野進出枠(GX進出類型) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)		

設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ目次: 2025/3/6

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

		概要										詳細							
		おすすめ度																	
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考	
New	7	○	○	○		なし	国内	令和6年度補正予算 中小企業成長加速化補助金 (1次公募)		2025年5月8日(木)～2025年6月9日(月)17時	5億円	1/2	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。	○補助対象の要件 ① 「100億円」を行っていること ② 役員報酬(月額)以上(専任役員・外注費を除く補助対象経費分) ③ 一定の売上増を実現する等5年間の事業計画の策定 (売上増額期間は補助事業終了後3年間) ※売上増と要件とは、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における最近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上であることを指します。 ※「給与支給総額」又は「従業員及び役員の人当たり給与支給総額」どちらで目標を立てるか申請時に選択いたします。 ※持続的な売上増を実現するため、補助金の申請時に掲げた売上増目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます(但し、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は除く)。	「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、日本の経営力を向上させるために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。 また、計画期間においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。	交付決定日から24か月以内	<a href="https://www.smecloud.go.jp/aushby/2025/03/09/03/0306.html">https://www.smecloud.go.jp/aushby/2025/03/09/03/0306.html</a>	○問合せ先: 中小企業成長加速化補助金事務局	
	8	○	○	○	○	なし	国内	中小企業等経営強化法に基づく 中小企業経営強化税制	・A類型 ・B類型 ・C類型 ・D類型	平成29年4月1日～令和7年3月31日までの期間		税制措置 即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用	中小企業等 ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以上の個人 ・期間組合等 ※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業等」に該当するものに限りません。ただし、次の法人は、資本金又は出資金の額が1億円以下でも未税額控除の対象とはなりません。 ①同一の大規模法人(注)から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人(注)から3分の2以上の出資を受ける法人 ③前3事業年度の所得金額の平均総額が15億円を超える法人 ④注 大規模法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以上の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は法人(資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等を行い、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編協議組合を経由して間接的に保有している形のあ)及び中小企業投資育成株式会社を指します。	「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、日本の経営力を向上させるために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。 また、計画期間においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。 ○中小企業経営強化税制 青色申告書を提出する中小企業等が、指定期間内、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合、指定事業の用に供した場合、即時償却又は税額控除の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。 設備の種類) ・A類型: 生産性向上設備 ・B類型: 収益力強化設備 ・C類型: デジタル化設備 ・D類型: 経営資源集約化設備	7年まで	<a href="https://www.shuho.mhl.go.jp/kyosei/kyosei/index.html">https://www.shuho.mhl.go.jp/kyosei/kyosei/index.html</a>	○令和5年度改正(期間延長) ○補助対象企業については事前に十分に確認ください。		
	9	○	○	○	○	なし	国内	中小企業等経営強化法に基づく 「先端設備等導入計画」認定による税制支援			2023年4月1日～2025年3月31日までの期間		固定資産税の課税標準を1/2または1/3に軽減 減 固定資産税の課税標準を3年間に限り1/2に軽減さらに、賞上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。 ・令和6年3月31日までに取得した設備: 5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備: 4年間	○「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者。 ○対象設備 (81) 認定対象等支援機関の承認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件(最新取得価格)】 ① 機械設備 (50万円以上) ② 理工学用具及び機工器具 (30万円以上) ③ 器具備品 (30万円以上) ④ 建物附属設備 (60万円以上) ※車庫と一体で課税されるものは対象外 ※1 市区町村によって異なる場合があります。 ○その他の要件 ・ 主業、新技術開発等の用に直接供されるものであること ・ 中古品でないこと	「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。 この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けた場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を活用することができます。 税制支援) 中小事業者等が、適用期間内、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。 また、従業員に対する賞上げ方針の表明を計画に記載した場合は、令和6年3月31日までに取得した場合は5年間、令和7年3月31日までに取得した場合は4年間にわたって1/3軽減されます。		<a href="https://www.shuho.mhl.go.jp/kyosei/kyosei/index.html">https://www.shuho.mhl.go.jp/kyosei/kyosei/index.html</a>	○令和5年度税制改正	
	10	○	○	○		なし	国内	中小企業投資促進税制			～2025年3月31日		対象設備の取得価格の特例償却30%、又は税額控除7% ○個人事業主および資本金3,000万円以下の中小企業 特別償却 30% 又は 税額控除7%が選択適用 ○資本金3,000万円超の中小企業 特別償却 30%	○中小企業等 (資本金3億円以下の法人、農協等組合、商店街振興組合等) ○従業員数1,000以上の個人事業主 ○特別償却は、償却額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り延べることができます。 ○税額控除は、中小企業経営強化税制と合わせてその事業年度の法人税額又は所得税額の2%までが上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り延べることができます。 ○対象設備 ・機械及び装置 (1台160万円以上) ・測定器具及び機工器具 (1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※償却して販売するための原簿、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・賃借物等 (使用容量33TB以上) ・内装材料 (取得価格の75%が対象)	中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上を図るため、一定の機械設備等の対象設備の取得費や製作費に相当し、取得価格の30%の特例償却及び7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。		<a href="https://www.shuho.mhl.go.jp/kyosei/kyosei/index.html">https://www.shuho.mhl.go.jp/kyosei/kyosei/index.html</a>	○令和5年度改正(期間延長)	
11	○	○	○		なし	国内	地域未来投資促進法に基づく税制支援措置 「地域未来投資促進税制」			～2025年3月31日		対象資産の特例償却: 最大50%又は 税額控除: 最大5% ○機械装置・器具備品 特別償却40% 又は 税額控除4% ○機械装置・器具備品(上乗せ要件を満たす場合) 特別償却50% 又は 税額控除5% ○建物・附属設備・構築物 特別償却20% 又は 税額控除2%	STEP1: 都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認 STEP2: 地域経済牽引事業計画の承認を受けたためには、都道府県及び関係市区町村が作成する基本計画に適合する必要があります。 ＜地域経済牽引事業の要件＞ ①地域の特性の活用、②高い付加価値の創出、③地域の事業者に対する経済効果 STEP3: 国(主務大臣)による税制特例の承認 ＜税制特例の要件＞ ①先進性を有すること(特定非営利活動で賛成した区域は除く) ②【通常型】: 労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 ③【サブプライチェーン型】: 海外への生産拠目の集中の程度が50%以上の製品を製造事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上、等 ④設備投資額が2,000万円以上 ⑤設備投資額が前々年度設備投資額の20%以上であること ⑥対象事業の売上増伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率が5%以上高いこと ⑦計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率5% ＜上乗せ要件＞(平成31年4月1日以後に承認を受けた事業者が対象) ⑧国の「P」または「F」のどちらかを満たすこと (F) 前年度事業の付加価値増加率が5%以上 (F) 対象事業者の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が500万円以上、かつ、対象事業において前出される付加価値額が3億円以上の労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上 ・サブプライチェーン型型、災害特例に基づく申請は上乗せ要件の対象外となります。	地域未来投資促進税制では、地域経済牽引事業に基づいて建物、機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却(最大50%)又は税額控除(最大5%)を受けることができます。 本税制特例を受けるためには、 ・都道府県による地域経済牽引事業計画の承認(STEP1)の上、 ・国(主務大臣)による税制特例の承認(STEP2)に加えて、 ・税制特例認定等の規定に適合する必要があります。		<a href="https://www.mhl.go.jp/kyosei/kyosei/index.html">https://www.mhl.go.jp/kyosei/kyosei/index.html</a>			
12	○				なし	国内	令和6年度補正 省エネルギー投資促進支援事業  機械メーカー向け情報) 【「(III)設備単位型」の補助対象設備の製品型番登録の告知】 <a href="https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html">https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html</a>	(III)設備単位型		2025年3月3日(月)～		50億円	1/3以内	製造品番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を満たす必要があります。 ①国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る) ②製品の製造、輸入等を行い、自らの責任で性能の証明及び出荷・販売を行う事業者であること(製造責任者法(PL法)に規定する製造業者等) ③経産省から補助金等停止措置又は高名停止措置が課せられていない旨であること。	○本事業の「(III) 設備単位型」の補助対象設備になるためには、製造メーカーによる製品型番登録が必要です。 ○「工作機械」の対象 ・生産設備の「対象 ・工作機械」(旋削、研削、歯車加工機、切削加工機、マシニングセンター、レーザー加工機、プレス機、研削盤、歯車加工機、電気工作機 ・プラスチック加工機械 ・プレス機械 ・印刷機械 ・ダイカストマシン	「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業補助金」では、業績継続的に導入される「エネルギー設備」、及び「生産設備」(以下、「認定設備」といふ)について、市場の中でもエネルギー性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業補助金には、以下の2つの事業区分があります。 (III) 設備単位型: 特定のエネルギー設備、生産設備の更新支援 (IV) エネルギー消費最適化型: エネマネ事業者のエネルギー管理支援サービスによる支援 このうち (III) 設備単位型は、補助対象設備として登録された認定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します。		<a href="https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html">https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html</a>	○問合せ先: 一般社団法人機械共創イノベーション事業第1部 製品型番登録担当 ○「(III) 設備単位型」の補助対象設備の製品型番登録の告知です。
13	○	○	○		なし	事業拡大・生産性の向上	国内	中堅・中小企業の買上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 (3次公募)		2025年3月10日(月)～2025年4月28日(月)17:00		50億円	1/3以内	・中堅・中小企業(常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等) ・一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請(コンソーシアム形式: 最大10社)も可能 ※みなし大企業は対象外	○設備費 10 億円以上(専任役員・外注費を除く補助対象経費分) ○買上げ要件: 補助事業の終了後3年間の対象事業に関与する従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、全国の前3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)以上 ○同一の公募において、同一の事業者は1件のみ	地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指すべく大規模投資を促進することで、地方における持続的な買上げを実現することを目的としています。	交付決定日から最長2027年12月まで	<a href="https://www.shuho.mhl.go.jp/">https://www.shuho.mhl.go.jp/</a>	○問合せ先: 中堅・中小成長投資補助金サポートセンター

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
  - ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
  - ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- 採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要													詳細					
おすすめ																		
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
14	○	○			なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年6月25日(火)～2026年9月30日(水) 随時受付 (応募・交付申請) ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。	従業員数5名以下: 200万円 (300万円) 従業員数6～20名: 500万円 (750万円) 従業員数21名以上: 1,000万円 (1,500万円) ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※賞上げ要件を達成した場合、( ) 内の値に補助上限額を引き上げ	1/2以内	人手不足の状態にある中小企業等	○基本要件 本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売業者と共同で取り組む事業であって、以下の前提及び公募要領の「4-1」に記載する要件を満たす事業計画に基づいて行われるもの補助対象となります。 また、交付決定を受けた場合においても、金額を受け取ることは限らないことに留意してください。 なお、交付決定を受けてから実績報告を行うまでを補助事業期間、交付決定を受けてから補助事業が終了してから3回目の実績報告を提出するまでを事業計画期間とします。 ○労働生産性の向上目標 補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を平均成長率(CAGR) 3.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに取組みます。 ○賞上げの目標 下記2点を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額を補助額の値に引き上げます。(※補助上限額は、交付申請時点での従業員数によって異なります) 1) 事業期間中最低賃金を45%以上増額させる 2) 給与支給総額を6%以上増額させる ※申請時に賞金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要 ○詳細は公募要領を参照ください。	○補助対象 本補助金の省製品カテゴリ(※1)の省力化製品(※2)の製品カタログに掲載された製品(詳細は本補助金のPを参照) ※1 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に適用された類似の機能を発揮する製品であり、その動作原理や外形、規模等において大きな違いを有しているものを指す。中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 ※2 省力化製品 「省力化製品」とは、省力化製品製造事業者が製造し、省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された 汎用製品を指す。 製品登録においては当該製品カテゴリ内の省力化製品を満たすか等を工業会等及び事務局において審査し、中小企業庁において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。	交付決定日から12か月以内	<a href="https://shoyokoku.smg.jp/">https://shoyokoku.smg.jp/</a>	○問合せ先: 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
15	○	○			なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型) 【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会: (一社) 日本工作機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・5軸制御マシニングセンタ ・複合加工機	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 ①販売や販売、業務拡張や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業務の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程、サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することで省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを一つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を生じない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を生じない場合は、省力化効果を生じうるシステム等として一体として登録すること ⑤汎用品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ※詳細は省力化製品、製造事業者登録申請の手引きや登録要領などを参照ください。	○補助対象 中小企業等の売上拡大や生産性向上を確保するため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、結果で効果がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		<a href="https://shoyokoku.smg.jp/mam/industry/">https://shoyokoku.smg.jp/mam/industry/</a>	○問合せ先: カタログ登録サポートセンター
16		○			なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型) 【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会: (一社) 日本鑄造協会 対象の「製品カテゴリ」 ・鋳物用自動/バリ取り装置 ・鋳造用自動注湯機	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 ①販売や販売、業務拡張や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業務の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程、サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することで省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを一つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を生じない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を生じない場合は、省力化効果を生じうるシステム等として一体として登録すること ⑤汎用品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ※詳細は省力化製品、製造事業者登録申請の手引きや登録要領などを参照ください。	○補助対象 中小企業等の売上拡大や生産性向上を確保するため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、結果で効果がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		<a href="https://shoyokoku.smg.jp/mam/industry/">https://shoyokoku.smg.jp/mam/industry/</a>	○問合せ先: カタログ登録サポートセンター
17	○	○			なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型) 【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会: (一社) 日本鍛圧機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・プレス用多関節ロボット ・鍛圧・板金加工用/バリ取り装置 ・パイプベンダー用投入・排出口ロボット	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 ①販売や販売、業務拡張や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業務の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程、サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することで省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを一つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を生じない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を生じない場合は、省力化効果を生じうるシステム等として一体として登録すること ⑤汎用品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ※詳細は省力化製品、製造事業者登録申請の手引きや登録要領などを参照ください。	○補助対象 中小企業等の売上拡大や生産性向上を確保するため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、結果で効果がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		<a href="https://shoyokoku.smg.jp/mam/industry/">https://shoyokoku.smg.jp/mam/industry/</a>	○問合せ先: カタログ登録サポートセンター





補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当該顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

Table with columns: No, おすすめ度, FA(工作機械)/ROBOMACHINE, ロボット, IoT, 採用実績, 紹介資料, 目的分類, 地域, 名称, サブカテゴリ, 募集期間, 補助用途, 補助率/助成率, 対象者, 補助要件, 目的・対象事業, 対象期間, URL, 備考. Rows include funding programs like '令和7年度 物産高騰対策中小企業設備導入等支援補助金' and '令和6年度 富士見市中小企業チャレンジ支援事業'.

設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ・IoT: IoT機器導入を対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要												詳細						
No	おすすめ度			採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助用途	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT															
37			○			事前調査	静岡県	作業自動化機器導入実証事業補助金		2024年5月1日(水)～随時		50万円	1/2以内	県内に事業所又は住所を有する中小企業等 ○調査のために必要なロボット借用費、リース料及びロボット関連機器/部品の制作費 (認められる場合がある)は補助対象外。 ○対象経費 対象経費は作業自動化機器導入実証事業にかかる以下の費用 1)生産現場コンサルティング 現状分析、改善提案 2)自動化企画構築 生産工程の分析及び産業用ロボット導入の検討、リスクアセスメント 3)要長技術検証 設計シミュレーション、実現可能性試験 4)仕様書作成 納入仕様書やユーザーテスト仕様書の作成 5)自動化機器の借用費 自動化機器のレンタルや自動化に必要な周辺機器のレンタル 6)AI導入検証 作業自動化機器の導入に必要なAIの試験的使用料 (AIの使用料のみは除く)	○目的 産業用ロボット、送搬ロボット、搬送ロボット (AMR等) 等 ○物流業 産業用ロボット (AMR等) 等 ○1次産業 ロボット作業機 (無人トラクター)、ドローン、自動収穫機 等	交付決定の日から事業完了日まで <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/industry/robot/2024/03/27/01.html">https://www.pref.shizuoka.jp/industry/robot/2024/03/27/01.html</a>	○問合せ先 静岡県経済産業部産業革新政策課 イノベーション推進課	
New 38	○	○				なし	静岡県	令和7年度 試作品開発助成(次世代自動車)		2025年4月1日(火)～2025年5月9日(金) 12時 ※事前相談は必須: 2025年3月19日(水)～2025年4月23日(水)		300万円	1/2以内	○申請期限は必ず守ってください。 ○同一一法人の複数名称又は内容で、他の公的助成金・補助金を受けているもの又は採択が決定しているものは対象外。 ※コンソーシアムとは、中小企業、大学及び研究機関等2名以上 (構成員) により構成されていること。 詳細は募集案内を参照。	○目的 EV化(電気自動車)、自動運転などに対応するため、次世代自動車分野に関する自社の技術力を広く情報発信するために使用するサンプル品の制作を行う事業に対して、助成し ※サンプル品とは、展示等で自社の技術力を示すことができるような製品サンプル	交付決定の日から2026年1月31日まで	<a href="https://www.shizuoka.jp/industry/2025/03/19/01.html">https://www.shizuoka.jp/industry/2025/03/19/01.html</a>	○問合せ先 公財) 静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム
New 39	○	○	○			なし	静岡県	中小企業等収益力向上事業費補助金		2025年4月1日(火)～2025年5月20日(火) 17時		通常枠: 500万円 DX推進枠: 700万円	1/2以内	県内に主たる事業所(又は主たる事業所)を有する中小企業等 ○対象期間 補助事業期間(1年又は2年間)+1年間のフォローアップ ○対象目標 計画期間の終了時点で、付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額について、年平均3%以上の増加 ○対象支援 数の上昇や企業規模等による存続支援が必須 ※応募から事業実施、実績報告、フォローアップ期間の満了までを支援	○目的 中小企業、小規模事業者の持続的発展に向けて、物価高騰等による経営環境の変化に対応し、働き方改革による生産性向上を促進し、独自の技術やサービス展開を目指す取組を支援します。 対象事業) 1)通常枠 ※補助金の向上を目標とする2～3年間の事業計画を策定して行う下記の①又は②の事業 ①承認された経営革新計画に基づく事業 ②収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業 2)DX推進枠 上記の①又は②の事業で、デジタル技術 (AI、ICT、IoT、ビッグデータ、RPA等) を活用した新たな商品・サービスの開発、業務の効率化・高度化に取り組む事業	交付決定日から2026年3月31日まで	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/industry/2025/03/19/01.html">https://www.pref.shizuoka.jp/industry/2025/03/19/01.html</a>	○問合せ先 静岡県経済産業部産業革新政策課
40			○			なし	浜松市/静岡県	令和6年度(補正) 浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金		2025年3月3日(月)～2025年4月30日(水) 15時		500万円	1/2以内	市内に事業所を有する中小企業等 ○導入を行う期間が浜松市の事業所であることが必要 ○交付対象はロボットや搬送ロボット等のサービスロボットの導入は対象外 ○産業用ロボットとは 自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種作業をプログラムにより実行できる機械 ○「生産性向上」の一例 ・作業人数の削減 (20パーセント以上の省人化) ・労働時間の削減 (20パーセント以上の労働時間短縮) ・単位時間当たりの生産量の増大 (20パーセント以上の生産量の増大) ・生産コストの削減 (20パーセント以上のコスト削減) など	本事業では、浜松市内の中小企業に対し、製造、梱包、仕分等の工程における産業用ロボット導入費用の一部を補助することにより、産業用ロボットの導入促進ならびに生産性向上を図ることを目的としています。 対象事業) 浜松市の事業所において、生産性の向上を図ることを目的に、製造、梱包、仕分等の工程で産業用ロボットの導入を行う事業	交付決定日から2026年2月28日	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/industry/robot/2025/03/03/01.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/industry/robot/2025/03/03/01.html</a>	○問合せ先 浜松市産業部産業振興課
41	○	○	○			なし	三島市/静岡県	三島市中小企業経営革新事業費		2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)		100万円	1/2以内	市内に事業所を有する中小企業 ○中小企業等経営強化法に基づく、静岡県に経営革新計画を承認された市内の事業者 ○令和6年4月1日以降の申請 1)中小企業に該当し計画額が100万円とする。ただし補助金額が上限額に達しない場合、その差額を翌年度実施の補助上取扱いとする。	静岡県が承認した経営革新計画を実施する市内中小企業を支援することにより、市内企業の活性化を図る。 ※研究開発 (一般枠) については、申請期限に承認された経営革新計画に従って行われる事業。 (2)補助を受けようとする年度に実施する事業。		<a href="https://www.city.shimizu.shizuoka.jp/industry/2024/03/31/01.html">https://www.city.shimizu.shizuoka.jp/industry/2024/03/31/01.html</a>	○問合せ先 三島市観光観光まちづくり課 三島商工会議所
42	○	○				なし	愛知県	2025年度 新あいち創造研究開発補助金		2025年3月24日(月)～2025年4月4日(金) 15時まで		一般枠: 1億円 デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠: 1億円 スタートアップ・トライアル枠: 1,000万円 ※上記区分であっても、航空宇宙産業特区関連事業、あいちシンクロトロン光センターを活用する事業は、2/3以内	○対象分野 次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、デジタル(AI)、カーボンニュートラル分野等の研究開発、実証実験 ○対象事業 県内で実施される「研究開発」又は「実証実験」について以下の区分の事業 (1)研究開発 (一般枠) 次世代成長分野等 (詳細は公募要領を参照) において、県内に事業所を持つ企業等が新たな商品・技術の開発を目的として実施する研究開発について、次の①から④までのいずれかに該当するものを補助対象とします。 ①外部機関と連携して実施する研究開発、②アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区的に実施する研究開発、③あいちシンクロトロン光センターを活用して実施する研究開発、④産産連携により実施する研究開発 (2)研究開発 (スタートアップ・トライアル枠) 研究開発に際してある中小企業の成長を拡大し、早期の産業を生産する中小企業等の成長を促進するため、適宜に本補助金の採択実績がない中小企業や新たな事業展開を図るスタートアップを対象 (3)研究開発 (デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠) 世界的な視点で全ての産業が対応しなければならない喫緊の課題であるデジタル化やカーボンニュートラルに関する取り組みを対象 (4)実証実験 企業等が技術の高度化若しくは実用化又は製品の普及を目的として実施する、技術的・社会的な課題の検証について、次の①から④までのいずれかに該当するものを補助対象とします。 ①次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施する実証実験、②次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化に資する実証実験、③アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区的に実施する実証実験、④産産連携により実施する実証実験	要知見では、2012年度に創設した「産業立地化促進基金」による企業立地や研究開発・実証実験の補助をまいりました。社会情勢の大きな変化に対応するため、2025年4月1日より、「産業競争力強化促進基金」と名称を改め、事業の見直しをすることとしています。 次世代自動車や航空宇宙、ロボットなど、今後の成長が見込まれる分野において、企業等が行う研究開発・実証実験を支援する補助制度「新あいち創造研究開発補助金」について、事業の一部変更を行い、引き続き本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大に努めるとの目的とし、本県での事業活動を支援してまいります。	交付決定日から2026年3月31日	<a href="https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html">https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html</a>	○問合せ先 愛知県 経済産業部 産業科 研究開発 研究開発支援グループ ○申請方法 あいち電子申請・届出システム又はデジタル庁Webページ (ログイン) から届出 ○補助金額の決定 2025年1月1日～2025年4月4日 15:00 ○同一法人・事業者からの応募は、1件に限りです。	
43	○	○	○			なし	愛知県	新あいち創造産業立地補助金	Aタイプ (市町村と連携する県内再投資の支援)	随時		10億円 (県支援分は5億円)	10%以内 (県支援分5%)	大企業、中小企業 20人以上、県内 (新設又は増設を行う市町村) に立地する工場等を有し、同一市町村内において工場・ソフトウェアに係る工場・研究所を新設又は増設する企業 (中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助)	【投資規模要件】 大企業: 25億円以上 中小企業: 1億円以上 ・20人以上同一市町村内で工場等を有していること。 【雇用要件】 認定申請から支援期間が終了するまでの間、以下の雇用者数を維持 大企業: 100人以上 中小企業: 25人以上	長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、立地市町村と連携し、県内における再投資を支援します。 【対象分野】 (1) 次世代自動車 (自動車を含む)、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、その他知事指定の分野 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本計画に定める集積業種	<a href="https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html">https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html</a>	○中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助 ○連携する市町村により、補助額、補助率など募集内容に違いがあります。 ○問合せ先: 愛知県産業労働部産業立地推進課 (立地推進グループ)
44	○	○	○			なし	愛知県	新あいち創造産業立地補助金	Bタイプ (サプライチェーンの中核をなす分野等の企業立地等の支援)	随時		10億円	10%以内 (既設工場での設備投資は5%以内)	大企業、中小企業 製造業・ソフトウェアに係る工場・研究所を新設又は増設する企業 【投資規模要件】 大企業: 5億円 (25億円) 以上 中小企業: 2,000万円以上 【雇用要件】 常用雇用者数の増 大企業: 20人以上 中小企業: 5人以上	サプライチェーンの中核をなす分野や成長分野において、県内の経済活力や雇用の創出を促進し、拡大につながる、小さくても明らかに光る企業立地を支援します。 【対象分野】 (1) 次世代自動車 (自動車を含む)、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、その他知事指定の分野 (2) (1)のうち、以下のいずれかに該当するもの ①サプライチェーンの中核をなす部品・素材分野 ②高い成長性が見込まれる分野又は企業	<a href="https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html">https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html</a>	○問合せ先: 愛知県産業労働部産業立地推進課 (立地推進グループ)	
45	○	○	○			なし	愛知県	21世紀高度先端産業立地補助金		随時		100億円 (投資額300億円以下の場合: 10億円)	10%以内 (既設工場での設備投資は5%以内) ・研究所は、新増設: 20%以内 (既設: 10%以内) ・300億円超の投資案件の場合は、300億円を超える金額の5%を10億円に追加	【投資規模要件】 大企業 (工場): 50億円以上 大企業 (研究所): 5億円以上 中小企業: 2億円以上 【雇用要件】 新規雇用者数の増 大企業 (工場): 20人以上 中小企業 (工場): 5人以上 ・300億円超の投資案件の場合は、300億円を超える投資額100億円毎に10人の常用雇用者数を追加	県内に大きな技術力や、雇用創出効果をもたらす、高度先端産業分野における大規模な工場・研究所の立地を支援します。 【対象分野】 航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、先端医療、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、その他知事が認める高度先端的な技術分野	<a href="https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html">https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html</a>	○中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助 ○連携する市町村により、補助額、補助率など募集内容に違いがあります。 ○問合せ先: 愛知県産業労働部産業立地推進課 (立地推進グループ)	
46	○	○	○			なし	愛知県	航空宇宙産業立地補助金		2024年4月1日(月)～2026年3月31日(火) (随時受付)		1.5億円	1/4以内	県内に事業所を有し、当該事業において事業を行っている企業 ○航空宇宙産業に係る事業について、最近の3年間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年当時の前年売上高に比べて10%以上減少している企業 ○対象経費: 航空宇宙分野における製品の開発、生産等を行うために県内において設置する機械又は機器の購入、運搬費及び搬付工事費 (1設備あたり2千円以下) ○同一補助対象設備に対して、県や他自治体の補助金と併用してご利用いただけます。 (事業再構築補助金、名古屋航空宇宙産業設備投資促進補助金、小牧市中小企業次世代成長産業設備導入補助金等) ※県や他自治体の補助金の要領等をご確認ください。 ○2025年度末までに事業を完了すること。	要知見では、県内で新規設備投資を行う航空機プラントメーカーを対象に、航空機産業振興に向けた生産設備の維持・強化の取組を支援します。	交付決定日～2026年3月31日	<a href="https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html">https://www.pref.aichi.jp/industry/2025/03/24/01.html</a>	○問合せ先: 愛知県 経済産業部 産業部 産業振興課 次世代産業 航空宇宙推進グループ ○申請方法: あいち電子申請・届出システム



設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

Table with columns: No, おすすめ度, 採用実績, 紹介資料, 目的分類, 地域, 名称, サブカテゴリ, 募集期間, 補助用途, 補助率/助成率, 対象者, 補助要件, 目的・対象事業, 対象期間, URL, 備考. Contains detailed information for 12 different subsidy programs.

設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要												詳細						
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助制度種別	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
55	○	○	○		なし	新分野展開・業態転換	浜市/広島県	浜市中小企業等事業再構築促進事業支援補助金		交付額の確定日～2025年3月31日(月)	(1)通常分: 300万円(上乗せ) (2)休止等大規模事業所加算(※2): 300万円 ※1 補助対象事業者から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。 ※2 休止等大規模事業所の関連事業者に対しては、影響に応じて(1)に加算	事業者負担分の1/10	浜市に主要な事業所を有する中小企業者	○国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、浜市において事業を実施した者 ○市内の休止・閉鎖・事業再編等を公表した従業員数200人以上の事業所(休止等大規模事業所)との取引がある場合、影響度(休止等大規模事業所との取引割合等)に応じて加算額がある 対象事業 浜市中小企業等事業再構築促進事業への上乗せ補助金				○問合せ先: 浜市商工振興課 <a href="https://www.city.hamamatsu.lg.jp/sochi/01/ai/shokugou/kyosei.html">https://www.city.hamamatsu.lg.jp/sochi/01/ai/shokugou/kyosei.html</a>
56	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	鳥取県	令和5年度鳥取県産業未来共創事業(経営革新型)		随時	1,000万円 重点分野の取組: 1,500万円	1/2 ※組合・任意グループは2/3	県内に主たる事業所を有する中小企業者	○経営革新計画の承認を受けた者。 ○本補助金とは別に、県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。 ○重点分野の取組で設備投資支援事業の補助対象経費が、全体の補助対象経費の1/2以上の場合は、下記(1)・(2)のいずれかを満たすこと。 (1)買掛金削減率又は高年総営業用労働者が1名以上増加すること (2)次に掲げる要件全てを満たすこと。 ア) 常時雇用労働者及び高年総営業用労働者の合計数が減少しないこと イ) 補助対象期間の始期と終期において付加価値(営業利益、人件費及び減価償却費の合計額)又は一人当たりの付加価値額の伸び率が1年で3/100以上となること	経営革新型 新たな取組により付加価値額が増加する計画であること。 ※経営革新計画の承認を受けた事業者であること。		<a href="https://www.pref.tottori.jp/nc/11528.htm">https://www.pref.tottori.jp/nc/11528.htm</a>	○問合せ先: 鳥取県商工労働政策課 ○相談窓口および申請先: 鳥取市の商工会連合会・商工中 小企業支援センター
57		○	○		なし	生産性向上	鳥取県	鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金		2025年1月23日(木)～2025年3月31日(月)	一般型: 500万円(※1) 大規模成長投資型: 1,500万円(※2)	一般型: 1/2(小規模事業者は2/3) 大規模成長投資型: 1/2	県内に主たる事業所を有する中小企業者	○次の条件すべてを満たす事業者であること(※1は補助対象要件を指す) (1)従業員等一人当たりの平均給与支給総額が3%以上(大規模成長投資型は5%以上)引上げること (2)パートナースHIP構築計画を行った者 (3)付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、3年前で9%以上伸びることが見込まれること (4)従業員等一人当たりの賃金引上げの計画が継続的に進捗することが見込まれること ※(3)および(4)は大規模成長投資型のみ必要です	新しい経営環境が早く中へあっても、一定水準以上の賃金引上げを行う中小企業者等が、賃金引上げを目的とした設備投資等を行う場合、その経費の一部を助成することにより、生産性向上や賃上げによる地域経済の好循環を実現していくことを目的としています。 事業類型 一般型: 持続的な賃金の引上げを目的とする生産性向上、省力化、自動化、販路拡大、人材確保、経営改善の取組 大規模成長投資型: 持続的な賃金の引上げを目的とする大規模成長投資(生産性向上や事業拡大)の取組	認定日から最長2025年12月31日まで	<a href="https://www.pref.tottori.jp/nc/21930.htm">https://www.pref.tottori.jp/nc/21930.htm</a>	○問合せ先: 鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金事務局(鳥取県商工労働政策課)
New 58	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	鳥取県	令和7年度当初予算中小企業団体経営基盤強化支援事業補助金		2025年4月1日(火)～2025年8月22日(金)17時必着 第一次締切: 2025年5月9日 第二次締切: 2025年6月13日 第三次締切: 2025年7月18日 第四次締切: 2025年8月22日	ハード事業: 2,000万円 ソフト事業: 400万円	1/2 (団体構成員の2/3以上が小規模事業者である場合は2/3)	○原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている鳥取県内に主たる事業所を有する以下の団体 ○事業協同組合 ○事業協同小組合 ○企業組合 ○協業組合 ○商工組合 ○商店街振興組合 ○生活協同組合 ○社団法人(ただし、社団法人構成成員の1/2以上が中小企業者であること)	○事業区分 ハード事業: 原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する設備投資、設備更新、ソフトウェア導入、その他必要と認められる経費 ソフト事業: 原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する専門的構築、調査、その他必要と認められる経費	組合・団体を対象に、原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている中小企業者のコスト削減や生産性向上に資する事業を支援いたします。 対象事業 ・原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する事業であること ・団体の定款に定めのある事業であること ・親族ではなく団体内で行うことによるスケールメリットがある事業であること。	交付決定日～2026年2月27日	<a href="https://www.pref.tottori.jp/data/keikaku/24.html">https://www.pref.tottori.jp/data/keikaku/24.html</a>	○問合せ先: 鳥取県中小企業団体中央会 連絡先: 連携支援課
New 59	○	○	○		なし	生産性向上	徳島県	徳島県賃上げ環境整備促進事業費補助金		2025年3月14日(金)～2025年5月30日(金)	200万円	1/2以内	県内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者(※みなし大企業は除く)	○以下の全ての条件を満たす事業を補助対象とします。 ・自社の課題を踏まえ、策定した「経営計画」に基づいて実施する取組であること ・生産プロセスの改善、生産性の向上、収益構造の強化に資する設備投資等であること ・補助対象期間に発生・納入・収収・支払、完了報告等の全ての事業の進捗が完了する事業であること ・申請からの上り計画を策定すること ・徳島県内の商工団体(商工会、農工商会連合会等)の支援を受けながら取り組むこと ・「中小企業省力化補助金(カタログ注文型)」の対象設備でないこと ○	本事業は、長期化するエネルギー価格の高騰や賃上げによる人手不足など、企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、徳島県内の中小企業者が、生産性の向上や成長力の強化を図り、持続的な賃上げの実現に向けた取組を促進するため、策定した経営計画に基づき取組に資する経費の一部を補助することである。 対象経費 生産プロセスの改善、生産性の向上、収益構造の強化に資する設備投資・システム投資に係る経費 ※詳細は、リーフレット・募集要項をご確認ください。	交付決定日から2026年1月30日	<a href="https://www.pref.tokushima.jp/kyosei/kyosei/2426.html">https://www.pref.tokushima.jp/kyosei/kyosei/2426.html</a>	○問合せ先: 徳島県賃上げ環境整備促進事業費補助金 運営事務局 経済産業部 経済産業政策課 団体・個別担当
60	○	○	○		なし	生産性向上	愛媛県	生産性向上設備等投資支援補助金		2025年1月31日(金)～2025年3月28日(金)17時	通常枠: 1,000万円 賃上げ枠: 1,333万3千円	通常枠: 1/2 賃上げ枠: 2/3	○県内に本社及び本店を置く中小企業者等(※みなし大企業は除く)	○賃上げ枠は、以下の(1)または(2)の要件を満たす場合に賃上げ枠の特典措置を受けることができる。 (1)賃上げを行っている場合 ・令和6年12月から令和7年2月の間に決算期を迎え、決算書とその前期の決算書における支給総額(※)と比較し、4.5%以上増加していること。 ・補助金の応募申請時に上記の二期間の決算書が提出できること。 (2)向後、賃上げを行う場合(賃金、賃上げを実施する旨を含む) ・補助金の応募申請時に、賃上げ計画を策定し、その計画を宣誓すること。なお、賃上げ計画の実施については、以下のアまたはイが達成される計画とする。ア) 令和6年12月から令和7年2月の間に決算期を迎える決算書とその前期の決算書における支給総額と比較し、4.5%以上増加すること。 イ) 令和7年3月から11月の間に決算期を迎える決算書とその前期の決算書における支給総額と比較し、4.5%以上増加すること。	愛媛県内の中小企業者等が、業務効率化やコスト削減、生産性向上を目的とした設備投資等を行う場合、その経費の一部を助成することにより、生産性の向上や成長力の強化を図り、持続的な賃上げの実現を図ることを目的とする。 対象事業 県内に本社及び本店を置く中小企業者が実施する業務改善やコスト削減の生産性向上に向けた設備投資等	交付決定日から2025年12月26日	<a href="http://www.tokushima-nv.jp/aiya/aiya/19460.html">http://www.tokushima-nv.jp/aiya/aiya/19460.html</a>	○問合せ先: 生産性向上設備等投資支援補助金事務局(愛媛県中小企業団体中央会)
New 61	○	○	○		なし	新商品開発および事業化	愛媛県	令和7年度愛媛県新技術開発プロジェクト支援事業費補助金		2025年4月1日(火)～2025年4月25日(金)	キックオフステージ: 200万円 チャレンジステージ: 500万円 事業化ステージ: 1,000万円	2/3	○県内に本社を有する中小企業者等(※みなし大企業は除く)	○事業化ステージは申請期間等との連携が必須 学術的知見との連携とは) 事業化ステージを申請するにあたっては、補助対象者は、大学等との共同研究開発や技術開発等を行うこと、ただし、要項の公設試験研究機関との委託研究は補助対象外。 ○補助対象者は、愛媛県内において行うこと。	愛媛県では、県内において新たなサービスの実用化や商品化に向けた事業を推進しようとする中小企業者等に対して、その実現に向けた段階的に必要な経費について補助することにより、県内経済の先行きの態やデジタル社会化に柔軟に対応する成長企業を創出し、県内産業の活性化を図ることを目的としています。 補助メニュー ・キックオフステージ: 基礎技術の可視性の検証、事業化に向けた調査研究、アイデアの権利化の支援 ・チャレンジステージ: 十分な調査研究の結果をもとに行う新たな技術の実用化に向けた研究支援 ・事業化ステージ: 研究開発成果の事業化に向けた試作品の開発や事業展開に向けた実用化の支援(※) ※大学等学術機関との連携が必須	交付決定日から2026年2月27日	<a href="https://www.pref.ehime.jp/news/19460.html">https://www.pref.ehime.jp/news/19460.html</a>	○問合せ先: 愛媛県庁経済産業部産業支援課 産業創造技術推進課グループ
62		○	○		なし	生産性向上	福岡県	令和7年度福岡県中小企業生産性向上・賃上げ緊急支援補助金		2025年3月4日(火)～2025年6月16日(月)12時 提出期限) 1次募集: 2025年4月7日12時 2次募集: 2025年5月12日12時 3次募集: 2025年6月16日12時 ※上記は福岡県中小企業生産性向上支援センターへの支援申請書提出期限です。	大規模支援: 1,300万円 小規模支援: 200万円	2/3以内	○県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ○福岡県中小企業生産性向上支援センターの生産性アドバイザーによる支援を受けている。	○福岡県中小企業生産性向上支援センターで作成した「生産性向上支援計画」に位置づけられている事業が対象 ○従業員を雇用している場合、補助事業終了時まで、事業場内最低賃金を30円以上引上げること ○補助対象と同一内容の事業について、既に他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定しているときは対象外です。	本補助金は、福岡県内の中小企業者が省力化や省エネ化により生産性を向上させ、賃上げを行うために、提出された「支援計画」に基づいて実施する「福岡県中小企業生産性向上支援センター」による支援を受けている企業を対象とした補助金です。 福岡県中小企業生産性向上支援センターに申込み、その支援を受けている福岡県内の中小企業者が、省力化又は省エネ化に資する設備投資により生産性を向上させ賃上げを行う取組に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、県内中小企業の競争力を向上させ、もって地域産業の競争強化を図ることを目的としています。 対象事業 次のすべてに該当するもの。 ・アドバイザーが必要かつ効果的であると認め、アドバイザーが作成した生産性向上支援計画に位置づけられていること ・交付対象が福岡県内に存在する工場又は事業所、その従業員等を対象としていること ・省力化又は省エネ化による生産性向上に効果的であること ・知事が必要かつ適当と認めること	交付決定日から2026年2月27日まで	<a href="https://www.pref.fukuoka.jp/center/kyosei/19460.html">https://www.pref.fukuoka.jp/center/kyosei/19460.html</a>	○問合せ先: 福岡県 農工商 中小企業支援課 福岡県中小企業生産性向上支援センターへの生産性向上支援の申込みは随時受付
63		○	○		なし	生産性向上	福岡県	中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金(第1回)		2025年3月17日(月)～2025年4月14日(月)	100万円	2/3以内	県内に本店を置く中小企業者等	○要件 1)令和6年6月21日以後に福岡県から経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けていること。 2)補助対象期間最終月の12月31日以前に補助事業終了時までには事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引上げること。 ※上記以外の要件については、交付要項を参照。	持続的な賃上げに取り組むため、経営革新計画の承認を受けて、経営革新計画の実現に向けて取り組む福岡県内の中小企業者の方を対象に、経営革新計画に基づく事業に必要な経費の一部について補助します。 経営革新計画 新商品やサービス開発、商品の新たな生産方式の導入など、新たな事業活動を行うことにより、経営の相対的向上を図る事業計画 ※詳細は福岡市の商工会連合会または農工商会にお問い合わせください。	交付決定日から2025年9月5日まで	<a href="https://www.fukuoka-nv.jp/kyosei/kyosei/19460.html">https://www.fukuoka-nv.jp/kyosei/kyosei/19460.html</a>	○問合せ先: 福岡県中小企業経営革新センター ○経営革新計画に関する問合せ先: 福岡県農工商部産業支援課 新分野推進課
New 64	○				なし	生産設備の省エネ化	佐賀県	佐賀県カーボンニュートラルチャレンジ設備投資促進補助金		2025年3月14日(金)～2025年4月14日(月)	1,000万円	1/2以内	佐賀県内に本店又は本社を有する中小企業者	○申請要件 応募申請にあたり、以下の点に留意してください。 (1)本事業は、県内中小企業を対象に環境配慮型のカーボンゼロを創出し、その取組内容や効果を広く周知することとされています。つまり、本事業は、事業終了後2年間、環境配慮型カーボンゼロを策定し、取り組んでいただく必要があります。 (2)県内企業に普及拡大していくにあたり、補助事業内容を担いでいる佐賀県カーボンゼロポータルページに掲載させていただきます。 ○補助対象 「佐賀県カーボンゼロ推進事業」に基づき、補助金の交付を受ける事業者は、県内の事業者を優先的に支援することとされています。県内の事業者から応募するときは、当該事業者(優先等)に該当する行為を行う前までに当該要項で定める理由を提出しなければなりません。	本事業は、県内中小企業を対象に、環境配慮型カーボンゼロの削減に資する設備投資に資する経費の一部を補助して脱炭素経営のロールモデルを創出するとともに、その取組内容や効果を広く周知することで、県内企業の脱炭素経営を促進し、産業競争力の強化を図ることを目的とする。 対象事業および対象設備 対象事業は脱炭素経営計画に基づく設備導入事業とし、その対象設備は以下のとおりです。 <対象設備> ・脱炭素型カーボンゼロ削減設備が導入される設備(省エネ型改修や省エネ型機器) ※再生可能エネルギー利用設備(蓄電池含む)は、自家消費かつオンサイトに限る。	交付決定日から2026年3月10日まで	<a href="https://www.pref.saga.jp/kyosei/kyosei/19460.html">https://www.pref.saga.jp/kyosei/kyosei/19460.html</a>	○問合せ先: 佐賀県産業労働部 産業グループ化推進課



設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要											詳細								
おすすめ度											補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考				
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間						補助限度額	補助率/助成率	対象者	
65	○	○	○			なし	生産性向上	長崎県	長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金 (県内サプライチェーン強化促進タイプ)		2025年3月6日(木)~2025年4月9日(木)	1億円	2/3以内	県内に本店または主たる事業所を有し、製造業又は機械設計業を営む中小製造業者	<p>○長崎県物産高騰対策支援事業費補助金(生産性向上タイプを除く)の交付を受けていないこと。</p> <p>○「Nびか(※1)」認証企業であること又は認証申請を行っていること</p> <p>○「パートナーシップ構築宣言(※2)」を作成し、公表していること</p> <p>○事業計画の要件を満たす事業計画を提出すること。</p> <p>①県内発注拡大計画) 補助事業完了後2年間で補助金額の40%に相当する額以上を県内企業に新たに発注又は新たな受注を獲得し、その後も同額以上の受注を継続する計画</p> <p>②賃上げ実施計画) 令和8年度における従業員1人当たりの賃金額を令和6年度比で1.2%以上引き上げ計画又は令和7年度における従業員1人当たりの賃金額を令和5年度比で1.2%以上引き上げ計画</p> <p>※1) Nびか 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証制度の名称。年齢、性別に関係なく、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。</p> <p>※2) パートナーシップ構築宣言 事業者が、取引先との共存共栄を旨とし、協力企業との望ましい取引慣行の遵守に取り組むことを代表者の名前で宣言するものです。「宣言」は県のポータルサイト上で公表され、一部の県や自治体の補助金について加点措置があります。</p>	製造業又は機械設計業を営む県内中小企業の生産性向上及び県内発注を促進し、県内製造業サプライチェーンの強化を図るとともに、企業の売上増がきっかけとなる好循環の創出を目指します。	交付決定日~2026年2月13日まで	<a href="https://www.pref.nagasaki.jp/objec/ntsubdsk/shime/ntsubdsk/shimebanker/711993.html">https://www.pref.nagasaki.jp/objec/ntsubdsk/shime/ntsubdsk/shimebanker/711993.html</a>	◎問合せ先: 長崎県企業振興課 地産企業支援班
66	○	○	○			なし	生産性向上	長崎県	長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金 (物価高騰克服タイプ)		2025年3月6日(木)~2025年7月31日(木)	100万円	2/3以内	県内に本店または主たる事業所を有し、製造業又は機械設計業を営む中小製造業者	<p>○長崎県物産高騰対策支援事業費補助金(生産性向上タイプを除く)の交付を受けていないこと。</p> <p>○「Nびか(※1)」認証企業であること又は認証申請を行っていること</p> <p>○「パートナーシップ構築宣言(※2)」を作成し、公表していること</p> <p>○県外発注する労働者のうち県内雇用の割合(賃金の額の割合)が、長崎県の最低賃金額を50%以上上回る水準に達すること又は当該水準への引上げを令和7年10月までに予定していること。</p> <p>○賃金引上げ計画(事業場内最低賃金額を引き上げる計画)を提出すること。</p> <p>※1) Nびか 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証制度の名称。年齢、性別に関係なく、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。</p> <p>※2) パートナーシップ構築宣言 事業者が、取引先との共存共栄を旨とし、協力企業との望ましい取引慣行の遵守に取り組むことを代表者の名前で宣言するものです。「宣言」は県のポータルサイト上で公表され、一部の県や自治体の補助金について加点措置があります。</p>	物産高騰の影響を受けている製造業又は機械設計業を営む県内中小企業が、生産性の向上に向けて実施する取組を支援し、企業の売上増がきっかけとなる好循環の創出を目指します。	交付決定日~2026年1月30日まで	<a href="https://www.pref.nagasaki.jp/objec/ntsubdsk/shime/ntsubdsk/shimebanker/711993.html">https://www.pref.nagasaki.jp/objec/ntsubdsk/shime/ntsubdsk/shimebanker/711993.html</a>	◎問合せ先: 長崎県企業振興課 地産企業支援班、産地振興班